

税務課広告掲載要綱

1 趣 旨

この基準は、埼玉県（以下「県」という。）が発付する自動車税(種別割)納税通知書用封筒裏面に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

2 広告の申込み

(1) 広告掲載の希望者は税務課所定の広告掲載申込書を県に提出するものとする。

なお、次の業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種、及び類似の業種

イ 消費者金融に係るもの

ウ たばこ及び酒類に係るもの

エ ギャンブルに係るもの

オ 県税を滞納しているもの

カ その他、県が適当でないと認めるもの

(2) グループを結成し申込みを行う場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 構成員は、3 団体以内であること

イ 広告内容のテーマは1 つにし、紙面を分割しないこと

ウ 構成員の中から代表する団体を1 団体選定すること

エ 申込時点で、契約金の各団体負担額について決定していること

オ 構成員は、2 (1) に該当しないこと

(3) 広告代理店が申込みを行う場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 埼玉県競争入札参加資格者名簿に営業品目「80：催物等」の「広告代理業務」として登載されている者であること

イ 過去3 年間に、広告代理業務の実績を有すること

ウ 県税の滞納がないこと

エ 申込時点で、広告主及び広告内容が決定していること

オ 広告主は、2 (1) に該当しないこと

カ グループを結成している者を広告主とする場合は、2 (2) の要件を満たしていること

3 広告主の決定方法

次の2 段階の選定を行い広告主（1 団体もしくは1 グループ）を決定する。ただし、(2) による価格が同額である場合はくじにより決定する。

(1) 広告掲載申込書に記載された広告内容が、自動車税(種別割)納税通知書用封筒に掲載する広告として適当であるもの

(2) 前記(1) のうち、広告価格が最も高いもの

4 広告価格

(1) 広告掲載申込書に記載する広告価格は2 5 0 万円以上とし、この価格には消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。

(2) 広告デザイン等の広告作成に要する費用は、申込者の負担とする。

5 掲載する広告の制限事項

(1) 広告デザインは、1種類とする。

(2) 次の広告については掲載しないものとする。

ア 法令等に違反しているもの

イ 公序良俗に反しているもの又は反するおそれのあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 意見広告

オ 誇大又は虚偽のおそれがあるもの

カ 個人の氏名広告

キ 県税を滞納している団体等のもの

ク あたかも県が推奨しているような誤解を与えるおそれのあるもの

ケ その他、県の封筒に掲載される広告として適当でないと県が認めるもの

6 表示の義務

(1) 広告には広告の責任の所在を明瞭に表示しなければならない。

(2) 広告の上部に縦 1.0 cm×横 3.5 cm以上の大きさで「広 告」と表示をしなければならない。

7 広告内容の承認

申込者は掲載しようとする広告について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

8 その他

申込者は県が別に定める日までに県に広告原稿の提出をしなければならない。

附則

この要綱は平成 16 年 1 月 27 日から施行し、平成 16 年度分の自動車税納税通知書用封筒裏面広告から適用する。

平成 16 年 12 月 10 日一部改正

平成 18 年 11 月 9 日一部改正

平成 23 年 10 月 4 日一部改正

平成 25 年 11 月 6 日一部改正

令和元年 11 月 19 日一部改正